会 社 名 株式会社ユーザベース 代表者名代表取締役社長 Co-CEO 稲垣 裕介 代表取締役社長 Co-CEO 佐久間 衡 (コード:3966、東証グロース)

問合せ先 執行役員 CFO 千葉 大輔 (TEL: IR 専用問い合わせ窓口 03-4533-1999)

株式報酬としての新株式発行、新株式発行に係る発行登録 及びストック・オプションの発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として新株式発行を行うこと、新株式 の発行に係る発行登録を行うこと及びストック・オプションとしての新株予約権発行を行うことを決議 しましたので、お知らせいたします。

記

第1 株式報酬としての新株式発行

1. 発行の概要

_					
		第1回RSU	第2回RSU	第3回RSU	第4回RSU
(1)	払込期日	2022年7月8日	2022年10月11日	2023年1月11日	2023年4月10日
(2)	募集株式の種	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式	当社普通株式
	類及び数	21, 103株	21,088株	21,080株	21,071株
(3)	発行価額	1 株につき1,071円			
(4)	発行総額	22, 601, 313円	22, 585, 248円	22, 576, 680円	22, 567, 041円
(5)	割当ての対象 者及びその人 数並びに割り 当てる株式の 数	当社取締役3名	当社取締役3名	当社取締役3名	当社取締役3名
		2,061株	2,060株	2,058株	2,058株
		当社従業員19名	当社従業員19名	当社従業員19名	当社従業員19名
		10, 136株	10, 127株	10, 123株	10,118株
		当社子会社役員1	当社子会社役員1	当社子会社役員1	当社子会社役員1
		名502株	名502株	名502株	名502株
		当社子会社従業員	当社子会社従業員	当社子会社従業員	当社子会社従業員
		17名8, 404株	17名8, 399株	17名8, 397株	17名8, 393株
(6)	その他	上記各号について	上記各号について	上記各号について	上記各号について
		は、金融商品取引	は、金融商品取引	は、金融商品取引	は、金融商品取引
		法に基づく発行登	法に基づく発行登	法に基づく発行登	法に基づく発行登
		録書の効力発生及	録書の効力発生及	録書の効力発生及	録書の効力発生及
		び発行登録追補書	び発行登録追補書	び発行登録追補書	び発行登録追補書
		類の提出を条件と	類の提出を条件と	類の提出を条件と	類の提出を条件と
		します。	します。	します。	します。

2. 発行の目的及び理由

(a) 本 RSU 制度の趣旨

当社は、2022年度より、当社及び当社関係会社の取締役及び役職員のうち当社が定める者(以下「対象者」といいます。)向けの株式報酬制度として、事後交付型株式ユニット(Restricted Stock Unit (以下「RSU」といいます。))制度(以下、「本RSU制度」といいます。)を導入することを決定しております。

本 RSU 制度においては、原則として、当社が予め定める権利確定期間(第1回より第4回まで、それ ぞれ 2022 年6月30日、同年9月30日、同年12月31日及び2023年3月31日)の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、新株発行に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社普通株式を割り当てます。

本 RSU 制度は、後述のストック・オプションに係る制度と併せて、中長期的な当社の業績拡大、グローバル化及び企業価値の増大を目指すにあたり、起業家目線・経営者目線・株主目線を持つ役職員を増やし、また国内外に通用する制度・報酬水準を設計することによって優秀な人材を確保することを目的とします。また、これまで現金として支給してきた報酬の一部が株式報酬に代わることにより、財務健全性を後押しする利点もあります。

(b) 本 RSU 制度が発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠

本 RSU 制度に基づき対象者に交付する RSU の権利確定により対象者に交付され得る当社株式の数及び後述するストック・オプションとしての新株予約権の行使により対象者に交付され得る当社株式の数の合計の見込みは、割当日において判明するところ、これによる株式の希薄化の規模は合理的な範囲に留まると考えております。また、対象者の職責に鑑みれば、対象者の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、本 RSU 制度の条件等は相当であると考えております。

(c) RSU の概要

本 RSU 制度は、対象者に対して、対象者の役割の大きさ等に応じた特定数のユニットを事前に支給し、原則として、1年間の間で、対象者が継続して当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員であること(以下「継続勤務」といいます。)を条件として、支給されたユニット数を段階的に確定させ、確定したユニット数に応じた当社普通株式を交付する株式報酬です。

(d) RSU の仕組み

• 対象期間

対象期間は1年間とします。

・対象者に付与する RSU 数の決定

RSU のユニット数を、対象者の基本給や役位に基づき算出します。RSU 1 ユニットは原則として当社普通株式 1 株に対応します。当社普通株式の交付までに、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、交付する当社普通株式数を合理的に調整することができます。

・RSUの譲渡禁止

対象者は、付与された RSU のユニットを譲渡することはできません。

・RSU の権利確定

対象者に付与された RSU のポイントは、原則として、3 $_{7}$ 月ごとに4分の1 ずつ権利確定させます。

・ 当社普通株式の交付

対象者に交付する当社普通株式の数は、対象者に付与した RSU のユニット数及び後記(e)及び(f)に記載する条件等に従い、決定されます。

(e) RSU の権利確定要件

原則として、1年間にわたり、継続勤務を条件として、対象者に付与された RSU を 4分の 1 ずつ権利 確定させ、当社普通株式を交付します。いかなる理由による場合であるかを問わず、対象者が当社又は 当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当該時点以降、RSU は確定しないものとします。

(f) RSU の権利喪失事由

対象期間中、(i)権利者が禁固以上の刑に処せられた場合、(ii)就業規則その他の社内規則等に違反し、又は、背信行為や公序良俗違反があった場合で、これらにより権利者が、懲戒解雇、論旨退職若しくは解任となり、又は辞職・辞任した場合、(iii)当社又は当社関係会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合、その他当社の取締役会が RSU を付与した趣旨に照らし株式の交付を認めることが相当でないと認めたときは、未確定のユニットの全部又は一部を喪失し、当該ユニットに係る本株式の交付を受けることはできないものとします。

(g) 組織再編時の取扱い

当社普通株式の交付までに、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議に基づき、交付する当社普通株式の数等及び時期等を調整する場合があります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

各対象者に支給される金銭報酬債権の額は、RSUに基づき交付される株式数に、当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日(2022年4月13日)時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じることにより算定されます。当該価格は、取締役会決議日直前の市場価格であり、合理的で、かつ、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本 RSU 制度に基づく当社普通株式の発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

第2 新株式発行に係る発行登録

1. 発行登録の目的

本 RSU 制度においては、年4回の株式発行を想定しており、かつ、最後の払込期日が1年後を予定していることから、その間、参照書類提出に基づくものも含めて、訂正届出書を都度提出するオペレーションを避けることで簡便かつ安定的な発行を行うことを企図したためとなります。

2. 募集有価証券の種類

普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式を指します。 単元株式数は100株です。)

3. 発行予定期間

発行登録の効力発生予定日から2年を経過する日まで (2022年4月22日~2024年4月21日)

4. 発行予定額

275 百万円を上限とします。

5. 調達資金の使途

本 RSU 制度においては、権利確定期間の経過後に、金銭報酬債権を対象者に付与した上で、新株発行に際して当社に当該債権を現物出資させることにより、当社が対象者ごとに予め定めるユニット数に応じた数の当社普通株式を割り当てることとなりますため、本 RSU 制度に基づく株式発行により当社が資金を調達することはございません。

第3 ストック・オプションとしての新株予約権発行

- 1. ストック・オプションとして新株予約権(株式会社ユーザベース第 28 回新株予約権)を発行する理由
 - (a) ストック・オプションとして新株予約権発行の趣旨

前述の本RSU制度と併せて、中長期的な当社の業績拡大、グローバル化及び企業価値の増大を目指すにあたり、起業家目線・経営者目線・株主目線を持つ役職員を増やし、また国内外に通用する制度・報酬水準を設計することによって優秀な人材を確保することを目的とします。また、これまで現金として支給してきた報酬の一部が株式報酬に代わることにより、財務健全性を後押しする利点もあります。

本 RSU 制度と併せてストック・オプションとしての新株予約権の発行を行う理由は、自らのコミットメントや働き方を自分でデザインするという思想に基づいて制度設計を行い、自由な環境の中でこそ私たちの創造力は最高のパフォーマンスを発揮するという、当社のバリューに沿う制度とするためです。当社では、職階に応じて予め定められた範囲内において、報酬等総額に占める非金銭報酬等(RSU及びストック・オプションとしての新株予約権又はそのいずれか一方)の割合並びに非金銭報酬等に占める RSU の算定額及びストック・オプションとしての新株予約権の算定額の比率を、各対象者が任意に設定しております。

(b) ストック・オプションとして新株予約権発行が発行の理由・目的に照らして合理的であると判断した根拠

本 RSU 制度に基づき対象者に交付する RSU の権利確定により対象者に交付され得る当社株式の数及び後述するストック・オプションとしての新株予約権の行使により対象者に交付され得る当社株式の数の合計の見込みは、割当日において判明するところ、これによる株式の希薄化の規模は合理的な範囲に留まると考えております。また、対象者の職責に鑑みれば、対象者の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっておりますので、ストック・オプションとして新株予約権の条件等は相当であると考えております。なお、対象者に交付され得る当社株式の数の合計の見込みが割当日において判明する理由は、割当日の公正価値が確定してはじめて、後記(g)①記載の行使条件に基づきストック・オプションとしての新株予約権の行使可能個数が決定するためです。

2. 新株予約権の発行要領

(a) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役7名232, 240 個当社従業員20名194, 141 個当社子会社役員3名81, 179 個当社子会社従業員9名58, 730 個

(注) ストック・オプションとしての新株予約権は、付与対象者の報酬等に占めるストック・オプションとしての新株予約権の算定額の範囲内で行使可能となります。算定額の範囲外となった個数は、割日において行使条件不成就となることが確定します。算定額の範囲内と認められる行使可能個数は、割

当日においてブラック・ショールズ・モデル等により計算される新株予約権の公正価値を算出することにより決定します。

割当日における株価の予測が困難である中で、株価が大幅に変動した場合でも、各付与対象者のストック・オプションとしての新株予約権の算定額を充足できるよう、余裕をもった個数の発行を決定しております。仮に、当社取締役会決議の日の前営業日(2022年4月13日)時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を行使価額として公正価値を計算した場合、算定額の範囲外として行使条件不成就となることが確定する個数が相当程度発生することになります。

(b) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とします。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含みます。以下株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができます。

(c) 新株予約権の総数

566, 290 個

(d) 新株予約権の払込金額又はその算定方法

新株予約権につき金銭の払込みを要さず、また、払込みを要しないこととすることが有利発行に該当することはありません。

(e) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその1株当たりの金額(行使価額)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」といいます。)に、付与株式数を乗じた金額とします。

当該行使価額は、新株予約権を割り当てる日(2022年4月30日)の属する月の前月(2022年3月)の各日(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額又は割当日(2022年4月30日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含みます。)の行使による場合を除きます。)又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

(f) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を行使することができる期間は、2022 年4月 30 日から 2027 年4月 29 日までとします。

(g) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、以下の算式により求められる数を超えて、新株予約権を行使することはできない。 (i) 新株予約権者に対するストック・オプションに関する報酬等として当社が定める金額を、(ii) 新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等により算出される新株予約権の公正価値

で除した数

- ② 新株予約権は、新株予約権者が割当日から継続して当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員として在籍していることを条件として、割当日から3ヶ月が経過する都度、新株予約権者が割り当てを受けた新株予約権の総数のうち4分の1に相当する個数について権利が確定するものとし、(以下、②に基づき新株予約権者の権利が確定することを「ベスティング」といいます。)、新株予約権者は、ベスティングされた新株予約権のみを行使することができるものとします。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位をいずれも有しなくなった場合には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとします。
- ③ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行済株式総数を超 過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。
- ④ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- ⑤ 新株予約権者が次の各号のいずれかに該当した場合であって、当社の取締役会が新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと認めたときは、新株予約権者及びその権利承継者は、直ちに新株予約権(ベスティングされたものを含みます。)を行使する権利を失います。
 - ア. 新株予約権者が、第三者から差押、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始の 申立てを受けた場合
 - イ. 新株予約権者が、自ら破産手続開始、民事再生手続開始の申立てをした場合
 - ウ. 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - エ. 新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役又は従業員である期間において、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の就業規則その他の社内規則等に違反し、又は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社に対する背信行為や公序良俗違反があった場合で、これらにより新株予約権者が、懲戒解雇、諭旨退職若しくは解任となり、又は辞職・辞任した場合
 - オ. 新株予約権者が当社又は当社の子会社若しくは関連会社に対して損害又はそのおそれをもたらした場合
 - カ. その他前各号に準じる場合
- (h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (i) 新株予約権の取得に関する事項
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができます。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(g)に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権を無償で取得することができます。
- ③ 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができます。
- (i) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(k) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。)(以上を総称して、以下「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の次の各号に定める内容の新株予約権(以下「承継新株予約権」といいます。)を交付します。ただし、以下の条件に合致する再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- ① 承継新株予約権の数
 - 新株予約権に代えて交付する承継新株予約権の数は、新株予約権1個につき1個とします。
- ② 承継新株予約権の目的たる株式の種類及び数
 - 承継新株予約権の目的たる株式の種類は、再編対象会社の普通株式とします。

承継新株予約権の目的たる株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(b)に定める株式数(調整がなされた場合には調整後の株式の数)につき合理的な調整がなされた数とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

③ 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額 承継新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(e) の行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記②に従って決定される承継新株予約権の目的

④ 承継新株予約権を行使することができる期間(行使期間)

である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- 上記(f)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の うちいずれか遅い日から、上記(f)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までと します。
- ⑤ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記(h)に準じて決定します。
- ⑥ 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する ものとします。
- ⑦ 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項 承継新株予約権の行使の条件及び取得条項については、上記(g)及び上記(i)に定めるところに準じて決定します。
- (1) 新株予約権の割当日2022 年4月30日
- (m) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い 新株予約権証券を発行する予定はありません。